

平成28年度事業計画について

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

当社は、森林の有する多面的機能の保全、環境緑化の創造、自然と人との共生、農林業の振興及び農山村地域の発展を図り、調和ある県土の発展と県民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、兵庫県が策定した第3次行財政構造改革推進方策(第3次行革プラン)に示された、①分収造林事業の経営改善、②緑の保全対策の推進、③担い手への農地の集積、④「楽農生活」の推進、⑤国際化に対応した新たな農業ビジネスモデルの構築、⑥短期経営目標の設定による経営改善への取組み、等の基本方向、経営方針を踏まえ、公社自らの徹底した経営の合理化・効率化努力を継続しながら、県施策の実行機関として、引き続き、「農」・「林」一体となった農山村の総合的な地域づくりに資する事業を推進する。

1 分収造林事業 (定款第4条第1項第1号、3号)

昭和37年の公社設立後に造成してきた分収造林地(約20千ha)の経営については、兵庫県の行革プランをもとに、造林木の生育度を基準にして区分した①経済性の高い経済林(約12千ha)、②収益性の低い環境林(約3千ha)、③収益が見込めない自然林(約5千ha)について、それぞれの経済性や公益性に配慮した施業への転換を引き続き進めるとともに、県支援のもと、資金調達の円滑化と、利子補給などによる借入金利息の低減に努める。

この経営方針のもとで、分収造林地の大半を占める保育が必要な森林(約17千ha)の管理を行うとともに、収穫期を迎えた経済林の主伐、経済林及び環境林における利用間伐や作業道開設などに取り組み、間伐等に伴い発生する林地残材等を木質バイオマス発電燃料として活用するなど、安定的な出材に努める。

(1) 主間伐事業の実施

[事業費：145,656千円]

主伐事業については、木材価格が低迷する中、木材市況の動向を見極め実施する。また、利用間伐については経済林・環境林を対象に積極的に実施し、収益確保を図る。

(2) 森林の適正管理

[事業費：71,260千円]

経済林・環境林・自然林の区分ごとに、「めざすべき森林の姿」に誘導するため、造林補助金をはじめ、各種補助制度を最大限に活用して、効率的・経済的に森林の適正管理を行う。特に保育間伐については、団地化を図り利用間伐に転換するなど、間伐材の有効利用に努める。

(3) 作業道開設等の積極的推進

[事業費：163,492千円]

木材の有効利用や森林の保育管理の効率化を図るため、その基盤となる作業道を積極的に開設するとともに、市町の協力を得て、森林整備地域活動支援交付金を活用し、作業道の補修等、維持管理に取り組む。

【事業計画】

| 区 分 | | 事 業 量 | 区 分 | | 事 業 量 |
|--------|------|------------------------------|-----------|-----------------------------|--------|
| 主 間 伐 | | 280ha | 保 育 | 木 起 | 10ha |
| 保 育 | 下 刈 | 10ha | | 計 | 380ha |
| | 除 伐 | 10ha | 作 業 道 開 設 | 38,800m | |
| | 間 伐 | 300ha | | 3.5m | 5,100m |
| | | | 3.0m | 33,700m | |
| 枝 打 | 50ha | 作 業 道 補 修 森林整備地域活動支援交付金事業 | | (10市町、10協定) 協定面積 5,308ha | |

2 県営分収育林事業 (定款第4条第1項第2号、3号)

[事業費: 26,343千円]

長期化した林業の採算性の悪化により、手入れ不足が生じている生育途上のスギ・ヒノキ林を対象に、平成6年度から13年度にかけて分収育林契約を締結し、土地所有者に代わって公益的機能の高度発揮と付加価値の高い木材生産に向けて、100年生の長伐期施業体系に沿った適正な森林管理を造林補助制度の活用により適期かつ計画的に実施する。

| 区 分 | | 事 業 量 |
|-----------|--------|--------|
| 保 育 | 間 伐 | 68ha |
| | (利用間伐) | (10ha) |
| 作 業 道 開 設 | | 1,000m |

(注) 間伐欄の () 書きは内数

3 県有林等の管理等受託事業 (定款第4条第1項第5号)

[事業費: 38,468千円]

県民の憩いの森として利活用している県有林や県有環境林、兵庫県が分収造林契約により造成した県行造林の保育及び巡視等の管理を実施する。

| 区 分 | 箇 所 | 面 積 (ha) | 備 考 |
|-----------------------|-----|----------|---------------------|
| 県有林・県行造林 [巡視等財産管理] | 9 | 276 | 県有林 8箇所 県行造林 1箇所 |
| (保 育) | (2) | (5) | 間伐ほか |
| 県 有 環 境 林 [林内巡視等] | 9 | 1,048 | |
| (森林保全) | (9) | — | 除草・森林整備ほか |

(注) 県有林・県行造林欄の () 書きは内数

4 森林整備事業（定款第4条第1項第3号、6号）

（1）里山防災林整備（県民緑税）

〔事業費：515,900千円〕

集落裏山で山地災害防止機能等を高める必要がある里山林において、森林整備に併せて簡易防災施設の設置や歩道整備を行い、緑の保全及び再生、県民の生活に関わる緑の多様な公益的機能を十分に発揮させる。

| 区 分 | 箇所数 | 面積 | 事 業 内 容 |
|--------|-----|-------|---|
| 基本計画調査 | 20 | 200ha | 土壌調査、植生調査、環境調査、森林整備計画・防災施設計画の策定、防災活動支援(防災マップ作成) |
| 整備造成工事 | 21 | 325ha | 森林整備（危険木除去、本数調整伐等）、簡易防災施設（土留工、柵工等）・管理歩道の設置等 |

（2）野生動物共生林整備（県民緑税）

〔事業費：390,090千円〕

農作物被害や精神的・身体的被害が生じるなど、野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人家等に隣接した森林の裾野を帯状に抜き切りし、人と野生動物との棲み分けゾーン（バッファゾーン）を設置する。また、野生動物の生息地となる森林の整備やシカ食害により防災等の公益的機能が低下した森林の機能回復を図るため、広葉樹林の整備を行う。

| 区 分 | 箇所数 | 面積 | 事 業 内 容 |
|--------|-----|-------|---|
| 基本計画調査 | 16 | 380ha | 植生調査、動物調査、環境調査、森林整備計画の策定等 |
| 整備造成工事 | 25 | 410ha | 棲み分けゾーンの整備、広葉樹林の整備、管理歩道・植生保護柵の設置、郷土広葉樹等の植栽等 |

（3）緊急防災林整備【溪流対策】（県民緑税）

〔事業費：769,083千円〕

土石流や流木災害が発生する恐れのある危険溪流を対象に、溪流沿いの危険木等の除去や災害緩衝林の造成等を行い、流木災害の軽減対策を進める。

| 区 分 | 箇所数 | 面積 | 事 業 内 容 |
|--------|-----|-------|--|
| 基本計画調査 | 19 | 190ha | 森林現況調査、森林整備計画の策定等 |
| 整備造成工事 | 69 | 690ha | 森林整備、溪流内危険木の伐採・搬出、深根性広葉樹の植栽、簡易流木止め施設(鋼製)の設置等 |

（注）事業費には平成27年度からの繰越分（24,000千円）を含む

5 緑化事業 (定款第4条第1項第4号、6号)

(1) 緑化基金による森林の整備造成等事業

[事業費：93,712千円]

緑化基金を財源に、“公的関与による森林管理の徹底” “多様な主体による森づくり活動の推進”を柱とする「新ひょうごの森づくり第2期対策」を推進するため、以下の4事業を実施する。

| 事業名 | 事業量 | 事業内容 |
|------------------|---------|--|
| 「森林管理100%作戦」推進事業 | 6,200ha | 間伐を促進するため、森林所有者が造林事業で行う間伐と作業道の開設経費の一部を市町と連携して助成 |
| 広葉樹林化促進パイロット事業 | 20ha | 収益性の低い人工林の広葉樹林化を促進するため、森林所有者が造林事業で行う更新伐、植栽、獣害防護柵の設置及び作業道の開設経費の一部を市町と連携して助成 |
| 住民参画型里山林再生事業 | 10地区 | 集落周辺や下層植生が衰退した里山林において、地域住民自らが行う里山林整備活動や機材購入費等へ助成 |
| 企業の森づくり推進事業 | 15企業 | 「新ひょうごの森づくり」の趣旨に賛同し、所有者に代わって森林の整備、保全活動を行う企業への活動計画の助言、提案や研修の開催などの活動支援に対し助成 |

(注) 企業の森づくり推進事業は収益事業等(緑化推進助成事業)で実施

(2) 受託事業

[事業費：95,150千円]

兵庫県、市町等の公共団体から、緑地や森林に係る整備計画・管理計画等の策定、設計積算、工事施工監理業務など、緑に関する総合的な事業を受託する。

| 区分 | 箇所数 | 事業内容 | |
|-----|-------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 兵庫県 | 農政環境部 | 7 | 治山事業(森林整備)の整備計画の策定、設計積算業務等 |
| | 県土整備部 | 4 | 砂防事業(森林整備)の整備計画の策定、設計積算・工事施工監理業務等 |
| | 企業庁 | 1 | 森林の整備、管理計画の策定 |
| | 小計 | 12 | |
| 市町等 | 4 | 緑地及び森林の整備計画・管理計画の策定、設計積算・工事施工監理業務等 | |
| 計 | 16 | | |

6 県立三木山森林公園管理運営事業 (定款第4条第1項第10号) [事業費：122,771千円]

兵庫県から指定管理を受け、生物多様性を育む森林づくりと森林の利活用の促進、草原や水辺(湿地)など人里で失われた環境・景観の復元、三木山サポーター活動や森林環境学習など「参画と協働」の舞台づくりに積極的に取り組み、運営協議会の助言も得ながら「人と森林との共生」を実現する特色ある公園施設として、より質の高いサービスが提供できる管理運営を行う。

(1) 施設の概要

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--|
| 屋 内 施 設 | 音楽ホール、多目的ホール、展示ホール(森の風美術館)、会議室、研修室、工作室、茶室、レストラン等 |
| 屋 外 施 設 | 大芝生広場、イベント広場、森の小劇場、バーベキュー広場等 |

(2) 生物多様性を育む森林づくり

園内を「保全ゾーン」、「準保全ゾーン」、「利活用ゾーン」、「草原・水辺ゾーン」に区分した森林整備を計画的に行い、ススキ・チガヤの草原、湿地や池沼植物の群落など、人里で失われた環境・景観の復元を進める。

併せて、環境省の「モニタリング1000里地調査」の調査地(全国で約200カ所)として継続的に行うチョウ・鳥・カエル類の棲息調査の結果なども活用し、植物や野鳥等の生息環境の適切な保全・管理を行うなど、生物多様性を育む森林づくりを推進する。

また、引き続き、「チョウの森」の整備等を進めるとともに、ススキ・チガヤの刈り取り体験など、復元した環境を活用した人と森林との共生にも取り組んでいく。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------|
| 森 林 づ くり | 下刈、除伐、竹林整備、チョウの森の造成等(3.98ha) |
| 植 栽 木 管 理 | 剪定・施肥等 中高木(50本)、低木(7,320㎡ 3回) |
| 芝 生 管 理 | 芝刈り、目土エアレーション等(3.0ha) |
| 花 壇 植 替 | 花苗植替 花壇・プランター(3回)、森の小劇場(1回) |
| 植 物 管 理 | ススキ・チガヤ草原、水辺(湿地植物等)整備 (2.6ha) |

(3) 情報提供、イベント等の開催

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--|
| 普及啓発 | ・ 樹木医による緑化相談、森林に関する図書や資料の情報収集等 ・ 三木山森林公園生物多様性戦略に基づき、公園で育てた植物苗を地域に配布し景観復元の取組を啓発 |
| 情報提供 | ・ イベントチラシ作成・配付(年3回) ・ ホームページ、ブログ、新聞、雑誌、FMラジオ等による情報発信 ・ 園内の「みどころ」情報の作成・配付(月3回) |
| イベント等の企画・実施 | ・ 「森を創り、森に学び、森で遊び、森の恵みを受ける」をコンセプトに自主事業を提案し、森林学習や生物多様性を学習・理解する場として多彩なイベントを実施 ・ 三木山森林公園が開発したオリジナルなクラフトキットや、クラフト材料の販売を実施 |

(注) 自主事業及びクラフトキットの販売等は収益事業等(施設利用者等への利便提供事業)で実施

7 農地集積・集約化推進事業（定款第4条第1項第7号）

〔事業費：498,015千円〕

農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業による農地の貸借、農地中間管理機構の事業の特例による農地の買入・売渡、資金貸付による農作業受託の促進を行う。

(1) 農地中間管理事業

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、平成26年3月1日に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づき、県知事から農地中間管理機構の指定を受け、県、市町、農業委員会、JA等関係機関との一体的な推進体制のもと、農地中間管理事業を実施する。

| 区 分 | 事 業 内 容 |
|--------------|--|
| 農地中間管理機構集積推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議及び県域・地域推進協議会の開催 ・ 評価委員会の開催 ・ 借受希望者の募集（6月・12月） ・ 市町、JA等への業務委託（窓口業務、農用地利用配分計画案の作成等） |
| 農地集積調整推進活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町等への説明会の開催 ・ 借受農地の台帳整備 |
| 農地中間管理による貸借 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模縮小農家等から農地を借受け、経営規模拡大農家へ貸付け 借受：2,500ha 貸付：2,500ha |
| 農地集約推進員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 借受農地・事業実施地区の掘り起こし ・ 貸付先の意向把握 ・ 集落関係者と関係機関の調整 ・ 市町域を超えて参入する経営体への対応 |

(2) 農地中間管理機構の事業の特例等

規模縮小する農業者から農地を買入れ、一定期間中間保有した後、規模拡大をめざす認定農業者等に売渡しを行うとともに、農作業受託で規模拡大をめざす認定農業者等に資金の貸付を行う。また、旧農地保有合理化事業による既契約分の貸借事業は、契約の残存期間中、継続実施する。

| 区 分 | 事 業 内 容 | | | | | | | | |
|----------------|---|-------|-----------------|-----|------------|--|----|-----|------------|
| 農地中間管理機構の事業の特例 | <table border="0"> <tr> <td>売買事業</td> <td>買入</td> <td>：新規</td> <td>2.0ha (1件)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡</td> <td>：新規</td> <td>2.0ha (1件)</td> </tr> </table> | 売買事業 | 買入 | ：新規 | 2.0ha (1件) | | 売渡 | ：新規 | 2.0ha (1件) |
| 売買事業 | 買入 | ：新規 | 2.0ha (1件) | | | | | | |
| | 売渡 | ：新規 | 2.0ha (1件) | | | | | | |
| その 他 | 農作業受託促進事業 | 継 続 | ： 13.8ha (3件) | | | | | | |
| | | 新 規 | ： 16.0ha (4件) | | | | | | |
| | 貸借事業 (旧農地保有合理化事業) | 一括前払い | ：継続 11.6ha (1件) | | | | | | |
| | | 年払い | ：継続 9.9ha (2件) | | | | | | |

8 農業後継者育成事業（定款第4条第1項第8号）

〔事業費：17,037千円〕

(1) 農業後継者育成事業積立資産活用事業

積立資産の運用収入を活用した事業を地域協議会と連携して実施する。

| 区 分 | 事 業 内 容 |
|------------------------|---|
| 地域協議会事業 | 地域事情に応じた若手農業後継者育成対策を展開するため、地域協議会に委託して事業を実施 ・地域協議会：11協議会 |
| 若手農業者総合対策事業 | 若手農業後継者の活動を促進し、青年農業者の育成と地域農業の活性化を図るとともに、新規就農者確保・育成のための環境を醸成 ・青年農業士会活動支援：青年農業士会員73名 ・農業青年クラブ等活動支援：支援予定17団体 |
| 若手地域農業リーダー育成研修事業（海外派遣） | 農業高校生・農業大学校生及び若手農業者を海外に派遣し、各種の研修を行いながら、国際的な視野・農業知識等を修得させ、将来の地域農業リーダーを育成 ・派遣先：ブラジル連邦共和国 ・期 間：14日間程度 ・参加人数：研修生10名及び引率指導者2名 ・事前研修：3回 ・結団式、反省会、解団式：各1回 |
| 高校生就農講座開催事業 | 高校生等に対し、地域の青年農業士等による就農に向けた講演、農場視察等を行い、将来の就農に向けた意識啓発を実施（農業関係高校10校） |
| 農業後継者等海外長期研修支援 | 農業後継者が先進的・近代的な農業を体験し、地域農業リーダーの資質を醸成するため、海外で1年以上留学して行う実践研修に支援 ・支援予定：2名 |

(2) 就農促進サポート事業（兵庫県青年農業者等育成センター事業）

農業経営基盤強化促進法に基づく青年農業者等育成センターとして、ひょうご就農支援センターと連携して就農相談や育成指導を行う。

| 区 分 | 事 業 内 容 |
|-----------|---|
| 就農促進 | ①就農相談 ②地域協議会事務局会議（県下11協議会） |
| 青年農業者育成指導 | ①農業青年人材育成調査（就農等に係る意向調査） ②農業青年活動支援（青年農業者技術交換大会の開催等） |

9 「楽農生活」推進事業（定款第4条第1項第9号、第10号）

(1) 兵庫楽農生活センター管理運営事業

[事業費：79,250千円]

兵庫県から指定管理を受け、県民の誰もが「農」に関する様々な体験や学習、実践を通じて、自然と親しみ、自然と共に生きることを実感しながら、食と「農」を楽しむことができる「楽農生活」の実現に資するため、兵庫楽農生活センター(面積約14ha)の管理運営を行う。

ア 施設の概要

| 区 分 | 内 容 |
|------------|---|
| 交 流 館 | 管理研修棟、レストラン棟、加工施設棟 |
| 農業体験関係施設 | 学校管理棟、ビニールハウス、きのこ館、果樹園、農機具展示庫、水田、農場、農産物直売所等 |
| 搾油・BDF製造施設 | 搾油機、精油機、バイオディーゼル燃料製造装置等 |

イ 楽農生活センター事業の企画・広報等

- (ア) 来園者増に向け、野菜収穫等の当日体験受付の実施や地元農産物を用いた新たな加工品の開発・販売をするなど県民ニーズに沿った魅力ある体験や事業の取組を行い、施設の魅力アップを図る。
- (イ) ホームページをはじめ、県広報誌や記者発表、民間参画事業者の広報媒体の活用等により施設の紹介と事業・イベント等を広く周知し、利用者の確保と「楽農生活」の普及啓発に努める。
- (ウ) 市民農園や地域イベント情報等を市町から収集し、ホームページの「緑の休暇」により広く情報提供する。

ウ 楽農学校等事業

「楽農生活」の実現に向けて、県民の誰もが気軽に「農」の大切さを学び、体験し、実践できるよう、人材の育成や学習を支援する「楽農学校事業」を実施するとともに、農作物栽培、加工、食などの体験・交流を支援する「楽農交流事業」、中高年齢者等の新規就農を支援する「新規就農駅前講座推進事業」、プランターを使った野菜等の栽培を学ぶ「ベランダ野菜等栽培講座推進事業」等を実施する。

| 区 分 | 事 業 内 容 | 人員等 |
|--------|-----------|--|
| 楽農学校事業 | 生きがい農業コース | 市民農園などで生きがいとして農業を楽しみたいという人を対象に、基礎的な農業技術が習得できる研修を実施 116名 (上期58名、下期58名) |
| | 就農コース | 本格的な農業経営を目指す人を対象に総合的な農業技術が習得できる研修を実施 39名 (1期19名、2期20名) |
| | 有機農業コース | 有機農業を実践するために技術習得を希望する人を対象に、学識者や有機農業実践者による指導や専用ほ場での栽培実習等の研修を実施 20名 (50圃) |
| 楽農交流事業 | 親子農業体験教室 | 「農」への理解促進と自然とのふれあいを図るため、親子(家族)を対象に、「コウノトリ育む農法」による田植えから稲刈りまでの稲作栽培の体験教室を実施 100名 |

| 区 分 | 事 業 内 容 | 人員等 |
|-----------------|--|------|
| 新規就農駅前講座推進事業 | 農業に関心のあるシニア世代のサラリーマン等を対象に農業の基礎的知識が習得できる研修を実施 ・平日夜間コース：7回×2期 ・休日昼間コース：5回×2期 | 100名 |
| ベランダ野菜等栽培講座推進事業 | プランターを使った野菜等の栽培を学びたい人を対象に栽培講座を実施 ・講義3回、相談3回 計6回 | 90名 |
| 新規就農者確保事業 | 新規就農者の就農意欲を喚起するとともに、就農前の研修期間の所得を確保する「青年就農給付金(準備型)」の給付申請等への支援 | 10名 |

エ 都市農村等交流事業

(ア) ふるさとむら活動支援事業

都市住民に対して農村ボランティアの募集を行い、新たにボランティア活動の受け入れを希望する地区等(「ふるさとむら」)において、必要な知識や実技を習得するための研修を実施する。

- ・農村ボランティア募集・登録：200名
- ・農村ボランティア活動支援等に係る研修会：1回

(イ) 都市農村交流バス運行支援事業

県内の各種団体等が体験、研修活動を実施するにあたり、バスの借上げ経費の一部を助成することにより、都市と農村の交流を促進する。

- ・グリーン・ツーリズムバス等運行支援 助成台数：500台

オ 民間参画事業

兵庫楽農生活センターでは、株式会社トーホーなど民間事業者の参画のもとに「楽農生活」を推進するための各種事業を展開する。

| 法人・グループ名 | 事 業 内 容 |
|------------|--------------------------------------|
| 株式会社トーホー | 食体験(レストラン)、野菜栽培体験、きのこ栽培体験 里山づくり体験 |
| 兵庫六甲農業協同組合 | 農産物直売、農産物加工体験 |
| 兵庫農機販売株式会社 | 農機具展示、小型農機具のレンタル |
| 老ノ口受託グループ | 果樹栽培体験(ぶどうの学校等) |

(2) 市民農園の推進

[事業費：15,200千円]

「楽農生活」を普及・推進するため、新たに5箇所をひょうご市民農園(公社型)を整備するほか、市民農園の利用促進活動を行う。

ひょうご市民農園(公社型)

- ・新規開設地区数：5箇所

10 次世代施設園芸モデル団地整備等事業（定款第4条第1項第11号） [事業費：13,275千円]

国及び兵庫県の補助金を活用して加西市に整備した「ひょうご次世代施設園芸モデル団地」の適切な管理、運営を行うため、兵庫県次世代施設園芸モデル団地運営協議会の方針のもと、兵庫県・地元市等と協力して、その施設を活用して事業を行う（株）兵庫ネクストファームに施設を貸し付ける賃貸事業を実施する。

| 区 分 | 事 業 内 容 |
|-----------------|---|
| 事業地 | 加西市鶉野町・野条町（約8ha） |
| 貸付施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・フェンロー型温室 （約0.89ha×4棟／計3.6ha） ・統合環境制御設備 ・加温施設（木質バイオマスボイラー等） ・集出荷施設 等 |
| 貸付先 （施設運営主体） | （株）兵庫ネクストファーム |
| 貸付期間 | 平成27年8月1日～平成37年8月31日 |

（注）収益事業等（次世代施設園芸モデル団地整備等事業）で実施